

只見町農林水産業経営継続給付金の給付について

町内で新型コロナウイルスの影響により、収入が減少している農林水産業者の経営の継続を支援するために給付金を給付します。

1 対象者

令和2年5月1日時点において、只見町に住所を有し

- ・農業収入が令和元年15万円以上あり、令和元年分と令和2年分の農業等収入比較で20%以上の減収、かつ15万円以上減収した農業者等
- ・令和2年に青年等就農計画認定により新規に農業参入した農業者
- ・只見町事業継続支援金の給付を受けていない者

2 支援金額

15万円（定額）

3 申請方法

以下の書類を只見町役場農林建設課へ提出してください。

- ・只見町農林水産業経営継続給付金給付申請書兼請求書（様式第1号）
- ・令和元年申告収支内訳書（農業所得用の写し）
- ・令和2年申告収支内訳書（農業所得用の写し）

4 申請期間

令和3年2月15日（月） ～ 令和3年3月31日（水）

5 その他

- ・自家消費のみの農業者は該当になりません。
- ・申請書は只見町役場農林建設課、町民生活課、各振興センター、及び町のホームページから取得してください。
- ・郵送での申請も受け付けますが、内容に不備がある場合は給付できない場合がありますので、事前に相談のうえ申請してください。
- ・申請は一度限りです。

6 問い合わせ先

〒968-0421 只見町大字只見字町下2591-30

只見町役場農林建設課農林係 電話番号：0241-82-5230

